

Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

中米経済貿易協議（第一段階）調印（Page2）

2020年1月15日に中国副首相劉鶴氏と米大統領トランプ氏がホワイトハウスで中米経済貿易協議（第一段階）について合意を署名した。両国間の知財保護強化が期待される。

Topic-2

「民法典（草案）」公布——知財関連部分について（Page4）

2019年12月16日に、「民法典（草案）」が公布された。草案は総則、物権、契約書、人格権、婚姻家庭、継承、侵害責任の7編が制定された。その中の知財関連条項を見てみよう。

Topic-3

外国投資に関する政府の動向について（Page6）

近日、外国投資企業が中国でのビジネス環境および司法保障などに関して、国務院、最高裁判所と中国国家知識産権局から、相次ぎに対策・規定を公表した。

Topic-4

2019年度中国知財統計データについて（Page12）

2020年1月14日に中国国家知識産権局は、2019年度中国知財統計データ発表について記者会見を行った。

Topic-5

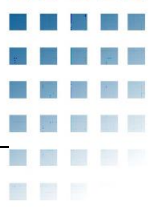
ブリーフニュース（Page14）

- 1) 商標侵害判断標準について
- 2) 「専利審査指南」改正の実施について
- 3) 専利侵害紛争に関する行政裁決について

Topic-6

路浩ニュース（Page15）

北京路浩国際特許事務所は2019年度「中国傑出知財サービスチーム」に再度受賞！



Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

中米経済貿易協議（第一段階）調印

概要：

中米経済貿易協議（第一段階）（以下は「協議」）について、第一章「知的財産権」、第二章「技術譲渡」、第三章「食品および農産物貿易」、第四章「金融サービス」、第五章「マクロ経済政策、為替に関する課題と透明度」、第六章「貿易拡大」、第七章「両国間の評価と紛争解決」、第八章「最終条項」とその他の相関付録からなる。その中に「知的財産権」は「協議」の第一章として多くの紙幅を占め、重要度が明らかである。

一方、米側は「中国製品に対する検討中、または実施中の追加関税の撤廃を約束したほか、米国が輸入する中国製品の関税免除範囲を拡大し、追加関税の勢いを抑えていく」と明らかにした。また、米財務省は13日に外国為替報告書を公表し、中国を「為替操作国」の認定から解除し、協議に応じる動きだと考えられる。

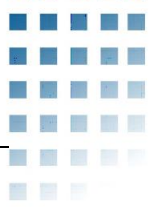
「協議」の条項について、米側は各条項に同条件・待遇を実施すると合意した。また、「協議」は双方署名後の30日以内に発効する。

第一章「知的財産権」について：

全体的内容として、商業秘密保持、医薬品関連の知的財産権問題、特許権の存続期間の延長、地理的表示、Eコマースプラットフォームに存在する海賊版や二セモノの摘発、海賊版・二セモノ商品の製造・輸出の摘発、悪意ある商標登録の摘発、および知的財産権保護に関する司法面の整備など計11節を含む。以下は各節の重要なポイントをまとめる。

➤ 商業秘密保持：

- 商業秘密を侵害した「経営者」とは、すべての自然人、組織および法人を含む。
- 商業秘密侵害の民事案件において、商業秘密の権利者は間接的証拠を含む初步証拠を提出した場合、挙証責任／証拠提供の責任は被告側に移転することになる。
- 双方は、商業秘密侵害に関する刑事調査の始動条件の基準を下げる。



Newsletter

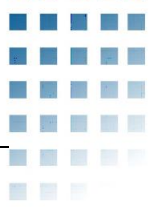
Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

- 医薬品関連の知的財産権：
 - 中国は、薬品の特許出願人が審査、不服審判および司法プロセスにおいて、補充データの方式で特許性相関要求を満たせることを認めるべきである。
 - 特許紛争の早期解決メカニズムを有効的に出すこと。
- 特許権存続期間の延長：
 - 双方は、特許有効期限の延長認可で権利化、または薬品販売許可審査によってもたらした不適切な滞納を補償する。
 - 補償期間は最大5年、特許権の総存続期間は最大14年。
- Eコマースプラットフォームに存在する海賊版や二セモノの摘発：
 - Eコマース上の侵害に対して、1) 早速に却下、2) 善意的な却下通知ミステックを提出した責任を免除、3) 権利者が反通知に対して司法・行政提訴を提起する期間を20日間まで延長、4) 却下通知／反通知の有効性を確保。
- 海賊版・二セモノ商品の製造・輸出の摘発：
 - 薬品、公共衛生に関する二セモノ製品などへの摘発・処分を強化；
 - 境界線地域および実体市場での法的執行を強化。
- 知的財産権保護に関する司法面の整備：
 - 知財侵害案件が刑事の該当条件を満たした場合、行政部門から刑事執行への案件移転を行うべきである。
 - 双方は、司法プロセスにおいて、当事者間の承認を経て、または証人の証言によって証拠の真実性が確認できる場合、領事館の押し印などを含めて証拠認証の要求を提出してはいけない。
 - 中国は、民事司法プロセスにおいて、当事者による証人／専門家の要請、または開廷時に証人証言への質問を認めるべきである。

ニュースソース：

- 1) 商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/202001/20200102930845.shtml>（全文付）
- 2) 国務院ニュース報道室：http://www.gov.cn/xinwen/2019-12/14/content_5461033.htm



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-2

「民法典（草案）」公布——知財関連部分について

「民法典（草案）」は総則、物権、契約書、人格権、婚姻家庭、継承、侵害責任の7編からなり、計1260条が制定された。各編に知財関連の条を含むが、以下は「第二編—物権」の「第20章—技術契約書」について詳しく紹介したい。

「第20章—技術契約書」は、第一節の一般的規定、第二節の技術開発契約書と第三節の技術譲渡契約書および技術許諾契約書からなり、計45条規定している。

第一節には、技術契約書の定義、成立原則、内容、対価および支払方法、職務技術成果について詳細に規定している。

技術契約書の内容として、項目の名称・内容・範囲・要求、詳細な履行計画、技術情報・資料の守秘、技術成果の帰属と収益の分配、背景資料、技術評価書などを含む。または、特許に及ぶ場合、発明の名称、出願人と権利者、出願日、出願/登録番号、権利期間を記入する必要がある。(845条)

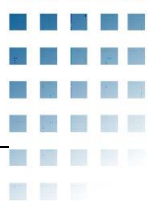
支払方法について、特に規定されておらず、当事者間の約束によって一括納付、分割払い、ロイヤリティ代金、手付金などの方法がすべて可能である。(846条)

職務技術成果の使用権・譲渡権は法人または非法人組織に属する。同条件で完成人が優先的に譲受される権利を有する。一方、非職務技術成果の使用権・譲渡権は完成人に属する。完成人は、自分が当該技術の完成者であること、または奨励・栄誉を取得したことを技術成果の関連書類に記する権利を有する。(847-849条)

第二節には、技術開発契約に関する所属権利、責務について規定している。

委託開発で完成した発明成果は、特許の出願権が研究開発者に属する（法または当事者により別途規定をした場合を除く）。研究開発者が特許権を取得した場合、委託人が当該特許を実施することができる。(859条)

共同開発で完成した発明成果は、特許の出願権が当事者の共有とする（法または当事者



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

により別途規定をした場合を除く)。当事者の一方は出願権を放棄すると声明する場合、その他の当事者が単独か共同で出願することができる。また、権利取得後に、出願権放棄の当事者が当該特許権を無料で実施することができる。(859-860条)

委託開発／共同開発で完成した発明成果の使用権、譲渡権及び利益分配について、当事者間の約束がなく、又は約束が確定できない場合、本法第510条によって定める。第510条によっても確定できない場合、すべての当事者が使用権・譲渡権を有する。(861条)

* (第510条: 契約書発効後に、当事者は契約書においての約束内容が不明確である場合、補充協議で規定する。補充協議に合意できない場合、契約書の条項、性質、目的、または取引習慣で定める。)

第三節には、技術譲渡契約書および技術許諾契約書に関する権利と責務を規定している。

技術譲渡契約書の類型：特許権譲渡、出願権譲渡、技術秘密譲渡など。

技術許諾契約書の類型：特許実施許諾、技術秘密使用許諾など。

技術譲渡／許諾契約書の形式：書面。(863条)

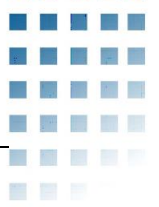
侵害責任：譲受人／被許諾人が契約書規定によって実施した特許または使用した技術秘密は、他者の権益を侵害した場合、譲渡人／許諾人により責任を負う(当事者が別途約束をした場合を除く)。(874条)

技術成果の改良について：当事者は改良した技術成果の分配について、契約書で約束することができる。約束がなく、または約束内容が不明確な場合、本法第510条によって定める。第510条によっても確定できない場合、その他の当事者は改良を完成した当事者と改良成果を共有することができない。(875条)

リソース：

1) IPR DAILY 中国語サイト (「民法典(草案)」全文付)

http://www.iprdaily.cn/article_23446.html



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-3

外国投資に関する政府の動向について

一、国務院の動向：

2019年12月31日に、中国国務院の李克強総理が国務院令に署名し、「外商投資法実施条例」(以下、実施条例)を公布した。「実施条例」は「外商投資法」、また後記の関連司法解釈と同じく、2020年1月1日より施行される。

「外商投資法」に対応した法規として、「実施条例」は外商投資法の立法原則と趣旨を貫徹し、外商投資法で定めたフレームワークの下、関連条文を明確化・具体化していた。内容として、第一章「総則」、第二章「投資促進」、第三章「投資保護」、第四章「投資管理」、第五章「法的責任」、第六章「附則」からなり、計49条規定している。

タイムライン：

「外商投資法」：2019年3月可決；2020年1月1日より実施開始

「解釈」：2019年12月27日公布；2020年1月1日より実施開始

「実施条例」：2019年12月31日公布；2020年1月1日より実施開始

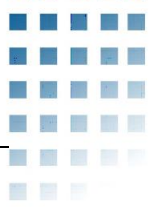
主要内容：

1) 総則

- 国家は、外国企業の投資を励まし、外国企業の権益を保護し、投資管理およびビジネス環境の整備を引き続き促進する趣旨である。(第2条)

2) 投資促進

- 政府は、資金配達、土地提供、税金減免、資質許可、基準制定、人力資源政策などの面で、外国企業と本土企業を平等的に対応すべきである。(第6条)
- 外国投資者／企業は、法／行政法規／国務院の規定により財政、金融、税収、土地使用などの面の優遇政策が適用できる。(第12条)



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

- 外国企業は本土企業と同じく、国家・地方／業界・団体の関連基準の制定・改正に平等的に参加できる。（第 13 条）

3) 投資保護

- 国家は外国投資者の投資を徴収することはしない。（第 21 条）
- 外国投資者は中国で生じた各種資金関係について、人民元／その他幣種為替で自由に決済できる。いかなる個人・組織が幣種・金額・決済頻度などを事由にして制限してはいけない。（第 22 条）
- 国家は知財侵害行為への取締り、懲罰を継続的に強化する。（第 23 条）

4) 投資管理

- ネガティブリストの投資制限分野での外国投資は、制限性参入特別管理措置の要求を満たすべきである。（第 33 条）
- ネガティブリストの非制限範囲において、外国投資者の許可申請を審査する際に、強化条件、申請資料、審査プロセス・時限などの面で差別化にしてはいけない。（第 35 条）

5) 法的責任

- 政府および関連部門は、「外商投資法」および当該実施条例の規定を違反する場合に、法に拠って責任を追及される。（第 41-43 条）

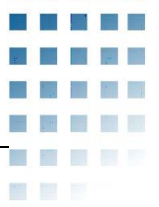
二、最高裁判所の動向：

2019 年 12 月 27 日に中国最高裁判所は、「外商投資法」の司法解釈、「一帯一路」構築、および上海自由貿易区の新片区に対する司法保障などについて記者会見を行った。詳しくは以下のようにまとめる。

『外商投資法』を適用する若干問題に関する最高裁判所の解釈（以下は「解釈」）

目的：

- 審判分野において、「外商投資法」の公正的で効率的な執行を保障すること；
- 穏やか、公平、透明的な法治化ビジネス環境を作り上げること；



Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

- ビジネス環境の改善で外国投資をより多く招くこと；
- 外商投資に関する契約書紛争の多発への解決に重点を置くこと。

主要内容：(全7条)

- ネガティブリスト外の領域で成立した投資契約書について、当事者は当該契約書が関連行政管理部门によって許可・登記されていないことを理由にして無効・未発効と主張する場合、裁判所は当該主張を認めない。
- 外国投資者はネガティブリストの制限領域へ投資したとしても、裁判所により発効裁判を下す前に当事者が必要な救済措置を施せば、投資契約が有効だと認められることが可能。
- 投資契約の成立時にネガティブリストの要求に満たせなかったとしても、発効裁判が下される前にネガティブリストの調整で制限が緩和された場合、投資契約が有効だと認められることが可能。

「裁判所が『一带一路』構築に司法的保障とサービスを一層に提供することに関する若干意见」（以下は「『一带一路』意見二）」

定義：

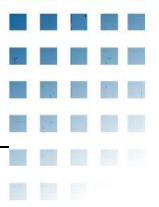
「一带一路」とは、中国の習近平国家主席が2013年に提唱したシルクロード経済圏構想である。かつて中国と欧州を結んだシルクロードを模し、中央アジア経由の陸路「シルクロード経済ベルト」（一帯）とインド洋経由の海路「21世紀海上シルクロード」（一路）で、鉄道や港湾などインフラの整備を進める構想である。

タイムライン：

- 2015年6月 最高裁判所より「『一带一路』意見一」公布
- 2019年4月 「一带一路」国際提携フォーラム開催
- 2019年12月 最高裁判所より「『一带一路』意見二」公布

主要内容：(全36条)

- 裁判所のサービス質を向上。1) 改革開放の立場から司法保障を提供；2) 「一带一路」に関する紛争主体の要求を満たす；3) 法・規定の制定を整備；4) 効率的で低コスト



Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

の紛争解決メカニズムを構築；5) 環境資源審判と環境のグローバルガバナンスの関係を注目；6) 「一帯一路」各方と法治の完備を推進。

- 五つの特徴：1) 多国間主義；2) 国際的な物流を促進；3) 涉外金融法律の適用を統一；4) IT 技術の発展を促進；5) 不正競争案件を有効的に処理し、良好な知財保護環境を築く。
- 規則を基礎とした法治的なビジネス環境を築き、「一帯一路」に関する紛争案件の法律適用メカニズム・規則を整備。
- 新しい国際商事の紛争解決メカニズムの制定・適用を促進。

「中国（上海）自由貿易試験区の臨港新片区構築に司法的保障とサービスを提供することに関する最高裁判所の意見」（以下は「新片区意見」）

定義：

「臨港新片区」とは、上海自由貿易試験区に設置された新たなブロックを指す。2018年11月に開催された第1回中国国際輸入博覧会で新設と発表した。

臨港新片区は、国際的な競争力のある最も高い自由貿易パークを目指し、海外との間で投資経営の円滑化、物品の自由な出入り、資金フローの円滑化、輸送の高度な開放、人材の自由な職業選択、情報の迅速な接続を実現し、国際市場への影響力と競争力をより備えた特殊な経済機能区を構築し、開放と革新の、スマートでエコな、産業と都市を融合した、働きやすく住みやすい現代的な新都市を構築する。

タイムライン：

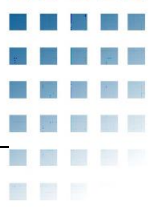
2018年11月 中国国際輸入博覧会で上海自由貿易試験区新片区の増設と発表

2019年7月 国務院より「新片区総体計画」発表

2019年12月 最高裁判所より「新片区意見」公布

主要内容：（全18条）

- 新片区の法治化ビジネス環境を作る；投資貿易自由化の制度体系へ司法保障を提供。
- 国際商事審判組織の成立；国外仲裁機構の導入；調停・仲裁・訴訟を含む多元化の紛争解決メカニズムの構築。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

- 外国投資の安全性審査と独占禁止審査などで管理を改善；高度的な貿易自由化を保障；国際間のインターネットデジタル流通の安全性を保障；司法保障の面で、上海国際港運センターとグローバル中樞港の構築を促進。

三、中国国家知識産権局の動向

2020年1月3日に中国国家知識産権局は、國務院発の「ビジネス環境整備条例」に応じて、知財領域での実施措置について対応策を出した。詳しくは以下のようにまとめる。

1) 総体要求

- 経済発展において市場と政府はそれぞれの役割を果たし、特に市場の決定的な口プレーを発揮させる。
- 知財保護に関する制度、管理をいっそう強化する。

2) 政府権限の削減・適正化をいっそう促進する

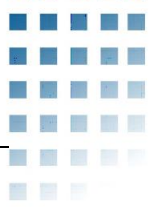
- 審査基準と審査体制などをはじめ、知財審査プロセスを全体的に最適化する。
- 審査の質を高める。例えば、審査への意見募集や審査官への人材育成などを強化。
- 審査効率を高める。AI審査システムの構築を促進する。各審査プロセスの時限をよりいっそう短縮していく。
- 商標譲渡、質権、特許費用減免などに対して告知承諾制度を試行し、出願人／権利者の手続きを便利化する。（告知承諾制度：出願人／権利者は官庁が事前に告げ知らせた要求に応じて承諾して実施すること。）

3) 新しい監督管理方式を作り上げる

- 知財保護システムを改善。例えば、審査・権利取得・権利行使に関するハイパス解決案を作る。調停・仲裁・訴訟の多元化解決メカニズムを促す。
- 特許・商標侵害判断基準を作成する；AI・GI領域の知財保護ルートを探索する。
- 知財代理・サービス業界への監督を強化する。

4) サービスレベルを向上する

- 知財業務に関して、手続きの便利化を促し、受理窓口を増設する。知財情報プラットフォームの構築。知的財産権の実際応用と転化を促すなど。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

5) 政府の実施を強化する

- 責任問いかけ制度 ; 成績のアセスメント評価とフォローアップの導入など。

まとめ

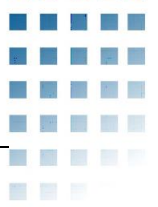
「外商投資法実施条例」の公布によって、国の支援体制の健全化やクレーム対応体制の構築、企業融資の促進、技術移転強制の禁止、知的財産権の保護など、外資系企業の懸念を踏まえてより細分化された規定を打ち出している。

また、司法解釈および相関意見の公布によって、法制度の制定、行政執行および司法保障など、あらゆる面で改革開放をいっそう幅広く深く推進する旨が中央政府から伝えられている。

今後、中国の外国投資環境は、ますます良くなることが予見でき、外国企業が中国での投資、権利保護もよりよく保障できる。

リソース :

- 1) 国务院令(第 723 号) http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content_5465449.htm?trs=1
- 2) 最高裁判所記者会見 2019年12月27日 10:00
<https://www.chinacourt.org/article/detail/2019/12/id/4748322.shtml>
- 3) 「ビジネス環境整備条例」 <http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1145185.htm>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-4

2019 年度中国知財統計データについて

一、特許

発明特許について、2019 年に出願件数が 140.1 万件で、結審件数が 102.3 万件で、登録件数が 45.3 万件であった。また、高い価値の発明特許への審査周期は 17.3 ヶ月まで短縮された。

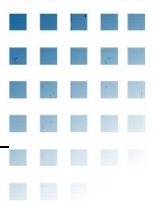
国外からの発明特許出願件数は 15.7 万件に達し、去年より 6.0%増であった。

国内の発明特許登録件数は 36.1 万件であった。下記は発明特許登録件数の国内企業ランキングである（香港・マカオ・台湾を除く）。

順位	企業	登録件数
1	華為 (HUAWEI)	4510
2	中国石油化工 (SINOPEC)	2883
3	oppo	2614
4	京東方 (BOE)	2393
5	騰訊 (Tencent)	2146
6	格力電器 (GREE)	1739
7	Lenovo (北京)	1706
8	ZTE	1472
9	vivo	1388
10	中国石油天然ガス (CNPC)	985

2019 年、中国の PCT 国際特許登録出願の受理件数は 6.1 万件で、同期比 10.4%であった。その中に、国内件数が 5.7 万件に達し、同期比 9.4%増えた。下記は省別の PCT 出願件数の前 3 位。

広東省	2.47 万件
北京市	0.27 万件
江蘇省	0.66 万件



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

拒絶査定不服審判と無効審判について

類型	請求件数	結審件数
不服審判	5.5 万	3.7 万
無効審判	0.6 万	0.5 万
侵害紛争行政裁決	--	3.9 万 (審査件数)

二、商標

2019年に商標登録出願件数は783.7万件で、結審件数は825.3万件で、登録件数は640.6万件に達した。また、国外からの商標登録出願件数は25.5万件に達し、去年より4.7%増であった。

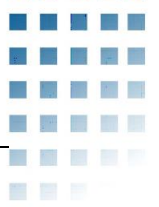
2019年に商標登録出願の平均審査周期は4.5ヶ月まで短縮された。

異議申立と各類評審案件（不服審判、無効審判など）について

類型	受理件数	審査/結審件数
異議申立	14.4 万	9.0 万 (審査件数)
各類評審案件	36.1 万	33.7 万 (結審件数)

ニュースソース：

- 1) 国家知識産権局 <http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1145388.htm>
- 2) 国家知識産権局 2019年主要な統計データ発表会見 2020年1月19日 15:00
<http://www.cnipa.gov.cn/twzb/2019nzygztjsjyqkxwfbh/index.htm>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-5

ブリーフニュース

- 1) 2019年12月18日に、中国国家知識産権局は「商標侵害判断標準（パブコメ）」を公布し、全社会に対して意見募集を行う。パブコメ期間は2020年1月20日までであった。

実際に、当該「商標侵害判断標準」は2019年9月に知財管理部門内部で初めて意見募集を行った。今回のパブコメ稿は、条項の順次、条項数が調整され、また、一部の規定が前回より細かく規定されているが、核内容としては前回と比べてあまり変わっていない。（詳細について、弊所 Newsletter2019年11月号—Topic3 をご参照。）

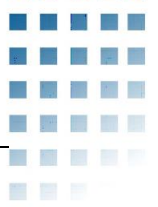
ニュースソース：<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1144721.htm>（全文付）

- 2) 2019年12月26日に、中国国家知識産権局は「専利侵害紛争に関する行政裁決のガイドブック」を各地方知財管理部門に下した。知財に関する司法的保護が引き続き強化されている。（「ガイドブック」の詳細について、弊所 Newsletter2019年12月号—Topic3 をご参照。）

ニュースソース：<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1144945.htm>（全文付）

- 3) 2019年12月31日に、中国国家知識産権局は「専利審査指南」の改正決定を下した。当該改正は、人工知能などの新たな領域に関する知財保護需要に応じて、第二部分第九章の第6節として関連審査規則を増設した。また、当該改正が2020年2月1日から実施される。（「専利審査指南」改正の詳細について、弊所 Newsletter2019年11月号—Topic4 をご参照。）

ニュースソース：<http://www.cnipa.gov.cn/zfgg/1144989.htm>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万丰路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-6

路浩ニュース

近日、「第十回中国知財新年フォーラムおよび2020年中国知財マネージャー大会」が北京で閉幕された。大会上、北京路浩国際特許事務所が2018年に続き、2年連続で「中国傑出知財サービスチーム」として受賞した。

当該大会は、業界内で有名な知財雑誌刊——『中国知識産権』（2004年創刊）により主催された。国内外の業界代表者、知財関連機構、専門家などが大勢に集まってきた。



写真出所：『中国知識産権』 weibo blog（写真2：北京路浩は右から四番目）